

佐賀県人事委員会告示第3号

不利益処分についての審査請求に関する規則（昭和38年佐賀県人事委員会規則第4号。以下「規則」という。）第4条の2第3項の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和6年4月16日

佐賀県人事委員会委員長 坂 本 洋 介

1 審査請求人の氏名

別紙のとおり

2 公示事項

昭和52年9月29日、昭和53年5月29日又は昭和60年7月13日付けで受理した地方公務員法（昭和25年法律第261号）第49条の2第1項の規定に基づく1に掲げる者の審査請求については、規則第12条第1項の規定に基づき、令和6年3月25日付けで棄却する旨の裁決をした。

当該裁決書の写しは、当委員会において保管しており、いつでもその送付を受けるべき者に交付する。

(別紙)

審査請求人氏名			
吉原正光	大寶茂	本村みち子	石丸正治
中島俊彦	大久保由子	中島カヅエ	宮原笑子
真島秀子	田中恵子	野口明代	坂本健一
土橋清光	荒木豊	夏秋サツキ	梶原道子
野田カズエ	馬渡ノリ子	宮地佐保子	諸隈マサ子
馬場隆彦	寺崎学	田中敏江	古賀義彦
成富光子	山口久恵	香月達朗	園田勇人
武藤公	栗山繁治	井上慧	山浦俊行
松永正紀	古賀久代	深町シカ	千葉洋久
轟木末雄	水田スミ子	寺尾英司	溝田テツヨ
内田幸子	牛島實生子	諸石康子	原レイ子
古澤トリエ	古澤敏	佐々木照江	高柳幸子
松本三重子	實松啓子	松永雅子	照崎タエキ
桑原房子	弓國敏	青木正子	天本芳子
志岐豪勇	宮本由美子	岡本アサノ	青木孝之
中山幸子	眞崎忠雄	池田純美子	松本辰巳
服巻恂子	鵜木弘道	亀川ミネ	内田春人
幡生芳子	堤定子	石丸巖	松枝邦子
古賀トシコ	高橋愛子	栗山フジエ	熊本正己
龍半子	鈴木櫻子	田口稲次	龍邦夫
佐々木久隆	浦田邦彦	本村秋雄	高添多一
徳田恵一	藤浦諭	嘉村虎彦	檜崎ケサツル
見汐妙子	野崎富美子	力武博子	中村潤子
松隈研一	大塚稔	牟田肇	檜崎壽満子
畠中英江	北原寿美子	本村洋子	森田郁子
峰勇夫	熊川須榮子	大場英機	田中ふくゑ
辰野晋	村山小夜子	野崎恵美子	力久恵子
加納ヨシ子	峯平	居石順子	川浪康生
時津房子	中野一正	峯榮子	江里口邦栄
赤嶺穰治	松澤光芳	宮崎勝範	山口久美子
鬼木重代	山口正一	吉森美代子	溝江年英
中津利雄	居石俊彦	重松隆	庄司寛
中島博子	福谷敏子	居石津恵子	松尾順子
高田久	宮崎チヨ	前山泰代	太田ツギ子
寺田恵美子	松尾信男	山田直人	百武久子
立花幸子	鶴田英代	原昭光	川島ミチ
北村ナガミ	青山信子	浦川信子	荒島正俊

片渕正敏	江口和大	久米正之	松崎新一
内橋トシ子	真島輝幸	荒卷成敏	中村延雄
伊東重悦	犬山俊郎	藤瀬豊彦	浦川周作
大野昭子	田中勝	松枝邦成	上野廣文
緒方ヒロミ	山田壽美子	宮原太助	梅本蓉子
江口正久	毛利シゲ子	野中康次	折原健男
松尾藤嘉	林則秋	立石富郎	谷岡泰治
山崎米治	江口正俊	荒川義人	山口庄一郎
福川清治	寺井龍次郎	馬場修	富永泰彦
山村京子	古賀弘基		